

県単野菜・花き価格安定対策事業

野菜・花きの生産と供給の安定化を目指した県単独事業です。

野菜・花きの販売価格が一定基準を下回った場合に、県・JA全農あおもり・市町村・生産者があらかじめ造成した資金から補給金を生産者に交付します。

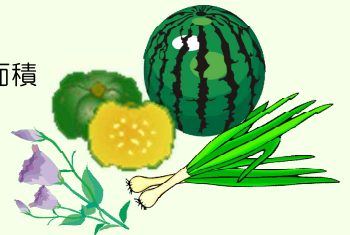
対象品目

きゅうり、にんじん、ばれいしょ、キャベツ、はくさい、トマト、だいこん、ピーマン、ほうれんそう、ねぎ、かぼちゃ、ごぼう、すいか、小玉すいか、メロン、さやえんどう、ブロッコリーの野菜17品目及び輪ギク、トルコギキョウ、バラの花き3品目

(※対象となる出荷期間があります。指定産地内の当該品目と特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に加入している品目は、対象となりません。)

以下の基準があります。

- トマト等施設野菜・花きは概ね0.5ha以上、その他は概ね2ha以上の作付面積
- JAが生産者の委託を受けて販売する規格品で、対象市場に出荷するもの
- 認定農業者等を含む3戸以上が加入すること
- 販売金額を共同計算していること
- 加入者が農業経営収入保険の被保険者でないこと (※初めてを除く)

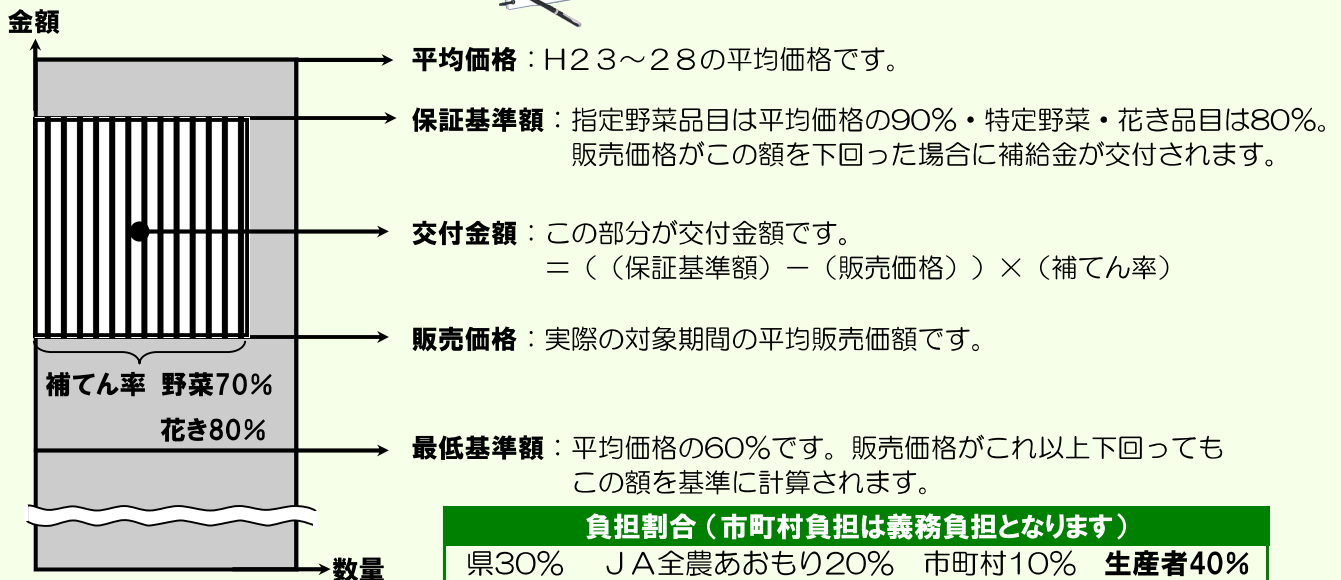


対象産地

生産者が、近代的な野菜産地の育成に積極的な熱意を有し、かつ、市町村、農業者団体等による指導体制が整備されている地域が対象です。

※収入保険との同時利用(令和3年1月以降)
・初めて収入保険に加入する場合、1年間に限り同時利用できます。

資金造成と交付の内容



【資金造成の例:かぼちゃ(8月～10月出荷)関東1t加入の場合】

最高補てん金額分を資金造成します。販売価格が最低基準額を下回った場合は、この金額が交付金額となります。

(保証基準額108.00円－最低基準額80.95円)×70%×1,000kg÷18,940円

※生産者負担金額は、18,940円×負担割合40%=7,576円です。

【事業のお問合せ先】

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会

017-729-8696

青森県農林水産部農産園芸課野菜・花き振興グループ

017-722-1111 (代表)



決め手は、青森県産。